

今市第二小学校 いじめ防止基本方針

日光市立今市第二小学校

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組めます。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

2 いじめとは

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。

「いじめ防止対策推進法」第2条（定義）

3 校内体制（いじめ防止対策委員会）

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置します。

＜構成員＞校長、教頭、教務主任、児童指導主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラーの他、校長が指名する職員

＜活動例＞アンケート調査並びに教育相談に関すること
いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する生徒の理解を深めること
いじめ事案に対する対応に関すること 等

4 いじめ未然防止

- （１）児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- （２）保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童生徒が自主的に行う活動に対する支援を行います。
- （３）いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として道徳、学級の時間等を積極的に活用します。

5 いじめの早期発見

- （１）いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を行います。
- （２）いじめ調査実施後、教育相談を実施します。
- （３）児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行います。

6 いじめの解決に向けた対応

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- (3) いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずることも検討します。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

7 いじめに関する相談について

学級担任、学年主任、児童指導主任、その他、全職員誰でもお受けいたします。
遠慮せずに、御相談ください。

○日光市立今市第二小学校 0288-21-0866

〈以下の外部機関でもいじめに関する相談を受け付けています〉

○子ども専用「いじめ相談さわやかテレホン」 電話028-665-9999

○全国共通ダイヤル 24時間こども SOS ダイヤル（通話料無料）0120-0-78310
受付時間 毎日、24時間（いつでも）

○保護者専用「家庭教育ホットライン」電話028-665-7867
受付時間 月～金曜日は8時30分から21時30分、土曜日は8時30分から17時30分
（上記時間外と日曜日・祝日・年末年始等は、留守番電話・FAXで受け付けます）

○日光市教育委員会事務局 学校教育課 教育指導係 電話0288-21-5181

○いじめ不登校対策チーム（上都賀教育事務所内）電話0289-62-0162
月～金曜日 午前8時30分から午後5時

○日光市家庭児童相談室 電話0288-30-783 24時間対応